

件 名

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について

提案理由

教育局等の職員の勤務時間に関する規程について、別紙のとおり一部を改正したいので審議願います。

概 要

1 現行訓令の内容

県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に勤務する職員の勤務時間について必要な事項を定めるもの。

2 改正の内容

- (1) 職務の特殊性その他の理由により、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度（フレックスタイム制）の対象から除かれている職員について、フレックスタイム制の例により、週休日のほか勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ることができるようにする。

（総務課）

- (2) フレックスタイム制の例により勤務時間を割り振る場合において、フレックスタイム制の対象となる職員と同様に休憩時間の短縮や休憩時間の開始時刻の変更をすることができるようにする。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

令和 7 年 1 2 月 1 日

内 容

(1)フレックスタイム制の対象から除かれている職員に対する勤務時間の割振りの拡充

職務の特殊性その他の理由により、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度(フレックスタイム制)の対象から除かれている職員について、**一定の要件を満たす場合、フレックスタイム制の例により、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ることができるようにする。**

【対象者】

変則勤務の課所館職員

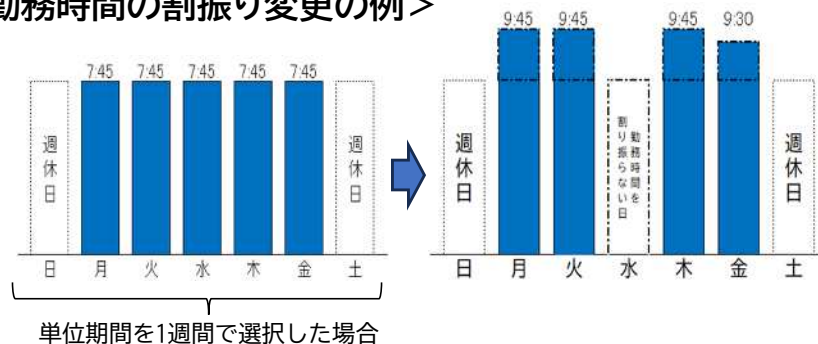
例：図書館、博物館、美術館、げんきプラザ等に勤務する職員

※ フレックスタイム制の対象外となっている職員

【要件】

- ・勤務時間が8時30分～17時15分の7時間45分
- ・週休日が日曜日及び土曜日
- ・休憩時間が12時～13時の1時間

<勤務時間の割振り変更の例>



(2)休憩時間の短縮及び休憩時間の開始時刻の変更

(1)により勤務時間を割り振る場合において、12時から13時まで1時間付与される休憩時間の短縮や休憩時間の開始時刻の変更を可能とする。



(3)その他規定の整備

(1)及び(2)の規定改正に伴う文言の整理

改 正 案	現 行
教育局等の職員の勤務時間に関する規程 (勤務時間の割振り及び休憩時間) 第一条 埼玉県教育委員会の任命に係る県教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。<u>第二条第八項</u>を除き、以下同じ。)の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、午後零時から一時間は休憩時間とする。 2～5 (略) 第一条の二 (略) (勤務時間の割振り等の特例) 第二条 (略) <u>2 所属長は、前項の規定の適用を受ける職員の一週間ごとの期間における勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について、次の各号のいずれにも該当する場合には、条例第三条第三項の規定の例により、職員の申告を経て、第三号の週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u> <u>一 勤務時間について、一日につき七時間四十五分であること。</u> <u>二 勤務時間の割振りについて、第一条第一項に規定する勤務時間であること。</u> <u>三 週休日について、日曜日及び土曜日であること。</u> <u>四 休憩時間について、第一条第一項に規定する休憩時間であること。</u> <u>3 所属長は、前項に規定する場合において、第一条第三項又は第一条の二第四項の規定の例により、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。</u>	教育局等の職員の勤務時間に関する規程 (勤務時間の割振り及び休憩時間) 第一条 埼玉県教育委員会の任命に係る県教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。<u>第二条第五項</u>を除き、以下同じ。)の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、午後零時から一時間は休憩時間とする。 2～5 (略) 第一条の二 (略) (勤務時間の割振り等の特例) 第二条 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改 正 案	現 行
<u>4 所属長は、第二項に規定する場合において、第一条第五項又は第一条の二第五項の規定の例により、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) 第二条の二・第三条 (略) 附 則 1～3 (略) 4 教育長の指定する職員の勤務時間及び休憩時間については、当分の間、第一条<u>及び別表</u>の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 5 育児又は介護を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間については、第一条<u>及び別表</u>の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 6 (略) 7 障害のある職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 8 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 別表 (略)	<u>(新設)</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 第二条の二・第三条 (略) 附 則 1～3 (略) 4 教育長の指定する職員の勤務時間及び休憩時間については、当分の間、第一条の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 5 育児又は介護を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間については、第一条の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 6 (略) 7 障害のある職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表<u>(休憩時間に係る部分に限る。)</u>の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 8 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表<u>(休憩時間に係る部分に限る。)</u>の規定にかかわらず、教育長が別に定める。 別表 (略)

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第五項」を「第二条第八項」に改める。

第二条中第五項を第八項とし、第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

2 所属長は、前項の規定の適用を受ける職員の一週間ごとの期間における勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について、次の各号のいずれにも該当する場合には、条例第三条第三項の規定の例により、職員の申告を経て、第三号の週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 勤務時間について、一日につき七時間四十五分であること。

二 勤務時間の割振りについて、第一条第一項に規定する勤務時間であること。

三 週休日について、日曜日及び土曜日であること。

四 休憩時間について、第一条第一項に規定する休憩時間であること。

3 所属長は、前項に規定する場合において、第一条第三項又は第一条の二第四項の規定の例により、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

4 所属長は、第二項に規定する場合において、第一条第五項又は第一条の二第五項の規定の例により、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

附則第四項及び第五項中「第一条」の下に「及び別表」を加える。

附則第七項及び第八項中「（休憩時間に係る部分に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年十二月一日から施行する。